



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年2月7日金曜日 第77号

## ◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課).....	60
農用地利用配分計画の認可.....	(農政課農地・担い手対策室).....	61
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧(5件).....	(農地整備課).....	61
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課).....	62
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	( " ).....	62
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	( " ).....	62
道路の区域変更(県道柳谷美川線).....	(中予地方局久万高原土木事務所).....	63

### 公安委員会規則

愛媛県自動車運転適性検査所の設置および運営に関する規則及び認知機能検査員講習の実施に関する規則の一部を改正する規則.....	(警察本部運転免許課).....	63
--	------------------	----

## 告 示

### ○愛媛県告示第104号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年2月7日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ドラッグストアモリ新居浜郷店  
新居浜市郷四丁目甲108番1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ヤスタカ  
松山市南吉田町1345番地  
代表取締役 安高 嘉宏
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ドラッグストアモリ  
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1  
代表取締役 森 竜馬
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
令和2年10月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,336平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の収容台数  
47台
  - イ 駐輪場の収容台数

12台

ウ 荷さばき施設の面積

45平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

6,96立方メートル

#### (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

#### 2 届出年月日

令和2年1月30日

#### 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

#### (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

#### (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第105号

令和2年1月27日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和2年2月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
農事組合法人八反地営農組合	愛媛県松山市	愛媛県松山市八反地甲1503番1ほか8筆	7,034
株式会社百姓百品村	愛媛県西予市	愛媛県西予市野村町野村6号159番ほか38筆	27,986.77
井 関 吉 博	愛媛県西予市	愛媛県西予市野村町野村1号331番ほか3筆	1,194
株式会社グリーンヒル	愛媛県西予市	愛媛県西予市野村町野村6号2番2ほか26筆	18,322.15
平 田 将 三	愛媛県西予市	愛媛県西予市野村町野村6号2番1ほか46筆	26,651.73
内 山 泰 孝	愛媛県西予市	愛媛県西予市野村町野村7号53番ほか1筆	1,952
宇都宮 清	愛媛県西予市	愛媛県西予市野村町野村7号66番3ほか2筆	1,129
兵 頭 泰 明	愛媛県西予市	愛媛県西予市野村町野村7号60番3ほか2筆	1,547
宮 崎 勝	愛媛県西予市	愛媛県西予市野村町野村7号11番1ほか6筆	6,561
山 田 敬 一	愛媛県西予市	愛媛県西予市野村町野村7号58番ほか2筆	1,244

2 認可年月日

令和2年1月30日

○愛媛県告示第106号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市鷹子町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和2年2月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・鷹ノ子大池地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年2月10日から3月10日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第107号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、東温市志津川地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和2年2月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・追入下池地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年2月10日から3月10日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁

○愛媛県告示第108号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新居浜市萩生地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和2年2月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・宮ノ谷大池地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年2月10日から3月10日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所本庁

○愛媛県告示第109号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西条市丹原町古田地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和2年2月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・古田上池地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年2月10日から3月10日まで

3 縦覧場所

西条市役所本庁及び西条市役所丹原総合支所

○愛媛県告示第110号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新居浜市萩生地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和2年2月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・青木下池地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年2月10日から3月10日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所本庁

○愛媛県告示第111号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和2年2月7日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850200365	合同会社発達の木	愛媛県今治市菊間町浜648番地	今 岡 健 一	放課後等デイサービス	発達みかんの木あそびの森	愛媛県今治市北鳥生町1丁目3番48号	令和元年11月1日

○愛媛県告示第112号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和2年2月7日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810600589	株式会社福祉サポート広栄	愛媛県西条市大町315番地1	伊 藤 栄 市	行動援護	福祉サポート広栄	愛媛県西条市大町315番地1	令和元年11月1日
3810600589	株式会社福祉サポート広栄	愛媛県西条市大町315番地1	伊 藤 栄 市	同行援護	福祉サポート広栄	愛媛県西条市大町315番地1	令和元年11月1日
3810500771	社会福祉法人 わかば会	愛媛県新居浜市船木長野甲741番地1	山 口 信 二	生活介護	e n	愛媛県新居浜市岸の上町1丁目14番37号	令和元年11月1日
3811300676	社会福祉法人 光と風	愛媛県四国中央市中之庄町542番地	木 下 明	就労定着支援	障害福祉サービス事業所 ゆうゆう	愛媛県四国中央市中之庄町542番地	令和元年11月1日
3810200943	一般社団法人とあいと	愛媛県今治市山路389番地1	渡 邊 修	自立訓練（生活訓練）	とと山路	愛媛県今治市山路389番地1	令和元年11月1日
3810500797	株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	森 信 介	居宅介護	ニチイケアセンターにいほま	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目4番32号	令和元年11月22日
3810500797	株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	森 信 介	重度訪問介護	ニチイケアセンターにいほま	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目4番32号	令和元年11月22日
3810500789	株式会社 青い鳥	愛媛県新居浜市久保田町三丁目9番27号	白 石 真奈美	就労継続支援B型	就労継続支援事業所 topas	愛媛県新居浜市久保田町三丁目9番27号	令和元年12月1日
3810200950	株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	森 信 介	居宅介護	ニチイケアセンター今治西	愛媛県今治市野間甲1208	令和元年12月20日
3810200950	株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	森 信 介	重度訪問介護	ニチイケアセンター今治西	愛媛県今治市野間甲1208	令和元年12月20日

○愛媛県告示第113号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年2月7日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810600761	特定非営利活動法人 縁	愛媛県西条市喜多川610番地4	森 田 進	就労継続支援B型	森田家製麺所	愛媛県西条市喜多川610番地4	令和元年10月31日
3810200596	特定非営利活動法人 I M A B A R I 共助推進ネットワーク	愛媛県今治市大西町九王甲1327番地	御手洗 安	就労継続支援B型	ひだまり	愛媛県今治市天保山町4丁目4番地20	令和元年11月29日
3810200851	特定非営利活動法人 すくらむハート	愛媛県今治市大西町紺原甲302番地1	渡 部 雄一朗	就労継続支援B型	ばたばた	愛媛県今治市野間甲1214-1	令和元年12月31日

○愛媛県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
令和2年2月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町日野浦4845番1地先から同町日野浦4802番1地先まで	旧	メートル 6.0~25.9	キロメートル 0.200	
			新	9.1~25.9	0.200	

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第2号

愛媛県自動車運転適性検査所の設置および運営に関する規則及び認知機能検査員講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年2月7日

愛媛県公安委員会委員長 曾我部 謙一

愛媛県自動車運転適性検査所の設置および運営に関する規則及び認知機能検査員講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

（愛媛県自動車運転適性検査所の設置および運営に関する規則の一部改正）

第1条 愛媛県自動車運転適性検査所の設置および運営に関する規則（昭和43年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（業務）</p> <p><b>第4条</b> 適性検査所においては、次の業務を行なう。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 運転者の安全運転相談に関すること。</p> <p>(3) 省略</p> <p>（安全運転相談終了書の交付）</p> <p><b>第7条</b> 公安委員会は、第4条第2号の安全運転相談を終了した者で、安全運転相談終了時において運転免許の取得又は更新が可能であると認められたものに対し、安全運転相談終了書（別記様式）を交付するものとする。</p> <p>別記様式（第7条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">安全運転相談終了書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px 0;">省略</div> <p>省略</p> </div>	<p>（業務）</p> <p><b>第4条</b> 適性検査所においては、次の業務を行なう。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 運転者の適性相談に関すること。</p> <p>(3) 省略</p> <p>（運転適性相談終了書の交付）</p> <p><b>第7条</b> 公安委員会は、第4条第2号の適性相談を終了した者で、適性相談終了時において運転免許の取得又は更新が可能であると認められたものに対し、運転適性相談終了書（別記様式）を交付するものとする。</p> <p>別記様式（第7条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">運転適性相談終了書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px 0;">省略</div> <p>省略</p> </div>

第2条 認知機能検査員講習の実施に関する規則（平成21年愛媛県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>（認知機能検査員講習の項目等）</p> <p><b>第3条</b> 認知機能検査員講習の項目、内容及び時間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢運転者対策の概要</td> <td>1～5 省略</td> <td>180分</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	時間	省略			高齢運転者対策の概要	1～5 省略	180分	<p>（認知機能検査員講習の項目等）</p> <p><b>第3条</b> 認知機能検査員講習の項目、内容及び時間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢運転者対策の概要</td> <td>1～5 省略</td> <td>180分</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	時間	省略			高齢運転者対策の概要	1～5 省略	180分
項目	内容	時間																	
省略																			
高齢運転者対策の概要	1～5 省略	180分																	
項目	内容	時間																	
省略																			
高齢運転者対策の概要	1～5 省略	180分																	

	6 安全運転相談				6 運転適性相談		
省略				省略			

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。